

平成30年度第2回秦野市行財政調査会（行革推進専門部会）会議概要

1 開催日時	平成30年8月28日(火) 午後5時00分から午後7時08分まで	
2 開催場所	秦野市役所西庁舎 1B会議室	
3 出席者	委 員	茅野部会長、小林委員、佐々木委員、西尾委員、 【欠席】山田委員
	事務局	政策部長、行政経営課長、財政課長、行政経営課課長代理、同課担当
4 議題等	(1) 性質分類別の補助金の現状について (2) 補助金の課題等について（性質分類別、全体）	
5 配付資料	次第 資料1 性質分類別の補助金の現状について 資料2 性質分類別の補助金の課題等について 資料3 補助金の全体に関する課題等について 参考資料1 補助金等の定義等について 参考資料2 「補助金の検討結果報告書」を踏まえた見直しについて 参考資料3 予算編成方針	

6 会議概要（要点筆記）

【行政経営課長】 平成30年度第2回秦野市行財政調査会行革推進専門部会をはじめます。本日は御多用の中、御出席いただきありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきたいと思いますが、本日、山田委員が所用のため、欠席となりますので、報告をいたします。

では、はじめに本日使用します資料の確認をします。

—資料の確認—

以上、お手元にお揃いでしょうか。それでは、部会長に御挨拶をいただき、行財政調査会規則第6条第1項の規定により部会長が議長となりますので、進行をお任せしたいと思います。

引き続き進行をお願いいたします。

【部会長】 お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。山田委員からは、本日欠席ということで、事前に御意見をいただいております。

それでは、本日の会議録の署名委員ですが、規定によりまして、部会長と部

会長が指名する委員ということで、名簿の順にお願いしておりますので、今回は小林委員にお願いします。

議事(1) 性質分類別の補助金の現状について

【部会長】 それでは、議事(1)性質分類別の補助金の現状について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回会議の確認事項—参考資料1・2・3説明—
議事(1)性質分類別の補助金の現状について—資料1説明—

【部会長】 事務局から説明がありましたが、意見、質問等はございますか。

【委員】 補助金の全体の方針について、政策的に秦野市としてこのように見直すといった調査とか報告といったものは過去になされているのでしょうか。

【事務局】 平成16年度に実施した検討に基づいて、予算の編成方針を示している程度です。

また、過去には、個別の項目で補助金の見直しを行ったことはあります。

【委員】 全体について一律の基準を設けて、見直すといったことはないでしょうか。

【事務局】 ないです。一律の基準というのは、なかなか難しいのかなということがありました。

【委員】 前回の見直しの資料を見ますと、半分以上を見直したにもかかわらず、削減額としては、1割の金額にとどまっています。金額の小さい補助事業がたくさんあったのではないかと予想されます。おそらく、今もその状況が多く残っているのかなと思います。見直しの論点の1つのなるのかなと思います。

また、補助金が細かく分類されていますので、いろいろな組み合わせすることによって、分析や論点の対象を明確にできるのではないかと思いました。

あと、質問ですが、財源区分別の補助金で、直接補助というのがありますが、どのような補助になるのでしょうか。

【事務局】 直接補助は、国や県と市がそれぞれ直接、対象者に補助する補助金になります。間接補助は、国や県のお金をいったん市が受けて、市から、対象

者へ補助する補助金です。

【委員】 その場合の執行責任は、あくまで市にあるということでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【委員】 必要性区分のその他は、義務的補助と委任的補助以外のものでいろいろなものが入っているということでおよろしいでしょうか。

【事務局】 その他の補助については、さらに細かく区分できたかもしませんが、今回は、法や条例で規定されている義務的補助と、本来市が行う性質の委任的補助と、それ以外ということで整理しております。

【部会長】 直接補助の中でも、市の任意の補助金と事実上義務付けられている補助金の2つありませんか。

国県の補助金の趣旨から、市の判断で上乗せの補助をするものと、事実上、国・県の補助要綱の中で、市が補助金を出すことを前提にして国・県の補助金が出ているものがあると思います。前者は、見直しの裁量がありますが、後者については、見直しの裁量がないのだと思います。

そういう理解でいいですか。

【事務局】 はい。

【部会長】 間接補助についても、同じことが言えると思います。

【事務局】 はい。国県市の負担割合が決まっているものは、見直しの余地はないと思います。負担割合以上に上乗せしているものについては、削れる可能性があります。

【委員】 あとは、事業を止めてしまうことになると思います。

【部会長】 財源区別の単独補助の特定財源は、どういう内容になりますでしょうか。

【事務局】 基金、施設の利用料、雑入などの特定財源を含めて補助金として出しているものになります。

【部会長】 実質的な意味での義務付けのある補助金について、いくら議論しても意味がないと思いますので、見直しの対象とするのは、市の単独事業を中心とした裁量のある事業になってくると思います。

【委員】 例えば、自治会館の建設等補助金などは、公共施設の見直しの観点からすると、果たして、行政が自治会館の維持を支援すること、用地を用意するなどがあるのであれば、それが必要なのかといったことがあります。

【事務局】 自治会会館の建設費等補助金は、建設等にかかる一時的な補助になります。

【委員】 一時的なものであれば、まだ問題はないかもしれません、昭和56年からの事業で、当時は、人口が急増する中で自治会館が必要となった背景があると思いますが、現在は、人口減少期に入っています。建設のニーズもなくなってきており、多額の補助金が経常的に出されていると思いますので、事業そのものの意義が失われているものにメスをいれていかなければいけないのかなと思います。古い補助金はそういったものが多いと思います。

また、消防団の操法訓練などについては、消防団は大切だと思いますので、本当に必要であれば、補助金ではなくて事業として実施していくなど、補助金から変えていったほうがいいようなものもいくつかあるなという印象です。

もともと事業をはじめた当初の意義と現状とに相違が出ているようなものは、修正していくということも方針の一つになると思います。

議事(2) 補助金の課題等について（性質分類別、全体）

【部会長】 それでは、議事(2)補助金の課題等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 一資料2・3説明—

【部会長】 事務局から説明がありましたが、意見、質問等はございますか。

【委員】 おそらく、こういった補助金の性質の区分とか見直しの基準というのは、全国の自治体にいろいろな事例があると思います。補助金の見直しの手順とか新規事業の審査のシステムとかについて、秦野市としては、今のところないということですが、自治体の中にはそういったものを持っていました。

既存の補助金のチェックや市民による審査などをやっていました。そういった事例を参考に調整をしていったらいいのかなと思います。でも、そうしたものをやってきても、実態としては、あまり削減ができないことがあると思います。

自治会への交付金、あるいは、自治会館の建設補助などの大型の事業を、例えば、コンパクトシティにしていくという明確な方針の下に、中山間地の利用頻度の低い自治会館は、明確に廃止してしまうとか、そういったポリシーに基づく、判断をとっていく。ある種の政策的な方針に基づいて、補助金を廃止するといったようなことをやらないと、なかなか、補助金を削減することは、難しいのかなと思います。審査会を置いて、細かくチェックするなどすごいエネルギー・コストをかけて、小さい額の削減しかできないのであれば、やらないほうがましという考え方があつてしかるべきだと思います。

もしも、例えば、10億円削減、半減するためには、どうしたらいいか。その可能性があるなら思い切ってやってみようといった議論をしないと、あまり効果がないのかなと思います。

例えば、クラウドファンディングや新たな制度が活用できるものは廃止するというのも一つです。

また、中山間地で非効率なところに、助成金を出すことは、効果がない、逆に負担が大きくなることもあります。市街化区域外のところは、廃止していくなど、そういった思い切ったことをやるかどうかだと思いますが、実際は、なかなか、厳しそうというが正直なところでしょうか。

もう一つは、補助金の受付の基本を変えるということで、制度は、残しておくけど、自ら申請しないと補助金交付しないなどとすると、必要がないのに受けっていた団体への交付はなくなります。自分から申請しないと交付しない、自動的に出す制度はすべてやめるなどは、意外と効果があるかもしれませんと思います。事業の継続性もないのにずっと交付を受けていたり、自分たちでお金を出し合えば、活動できていたりするようなところまで、お金がいっていたりすると思います。

そういったところをやっていかないと、労力の割に効果がないということになり、行革のモデルとしては、よくないかなと思います。

【事務局】補助金は、既に義務的経費にほぼ近い経費でありまして、相手がいて、公共施設と同じように、各論反対になります。やはり、○か×かで話をすると住民に反対がおきます。総論の中で、あるいはパッケージとして、削減あるいは、集約という方向性や戦略をもって進めないとなかなか切り込めないと思います。

ただ、秦野は、それをやっていかないといけない状況だと思います。大きく

見直しをするのは、相当の覚悟、それは行革を越えた部分だとは思うのですが、そういうしたものに向き合っていかなければいけないと思っています。あるいは、担当課にも考えていただきたいと思います。

補助金の戦略的な視点、あるいは代替措置、考え方、そういうものについて、できたら御意見をいろいろいただきたいと思っています。補助金ではなくて、もっと違うアプローチ、例えば表彰制度など、ものによっては、そういう精査もできるだろうと思います。

個別の査定というよりは、そういう大きな戦略の中で、補助金について、どういう切り込み方があるか、最終的には覚悟という話になってきますが、そうすると住民と市との対立は、どうしても生まれてしましますので、これから税収減、社会保障費の増に向き合っていく際に、逐一それをやっていると、職員も市民も疲弊してしまいますので、違ったアプローチで、なにか御意見をいただけたらと思います。

【部会長】 確認ですが、この補助金の中で、交付申請、交付決定、成果報告といった手続をとっていない補助金はありますか。

【事務局】 秦野市では、秦野市の補助金交付規則に基づいて、原則、交付申請が前提となりますので、自動的に交付といったものはありません。ただ、事務局が交付申請についても支援しているケースはあります。

【委員】 性質別に分類しながら課題を見つけていくというのは、いいと思いますが、特に、課題のある補助金を見つけ出して、議論のそじょうに上げていくという観点が重要だと思います。そういうことであれば、裁量のないものについて、いくら議論しても意味がありませんので、まず、市の裁量があるのかどうか、そういう区分・軸が必要だと思います。直接補助金なのか間接補助金なのかということが重要なのではなくて、任意なのか義務的なのか、市の裁量の部分を一つの分類軸として、出していくことの方が重要になると思います。

もう一つ、評価軸を出すとすれば、必要性であったり、適正性であったりといった観点で、たとえば、ここでいえば、終期設定がないものであるとか、始まってから長期にわたっているものなど、見直すべき可能性の高い補助金になってくると思います。

そのように、市の裁量があつて、見直すべき必要性が高そうな補助金についてグループを作つて、中心的に検討していくと割とやり方がクリアになってくると思います。

そういうやり方が一つと、細かいものをいくらやっても効率的でないと思いますので、金額の大きいものについては、個別的一件査定のようなものをす

るとか、細かく見ていって、見直す余地はないかということをやっても、これは、額が大きいのでやっていく労力をかける意義があるのだと思います。

金額の大きい順に並べて、大きいものの中から個別の事情をきちんと踏み込んで、見直す必要がないか、その2つのアプローチをしていくといいのかなと思います。

また、前回の検討結果を踏まえた見直しの説明で、2億5千9百万の削減がされて、そのうちのほぼすべての2億5千万が別の補助金に財源が回ったとあって、実際に、補助金以外のものに回ったのが9百万だけということですが、これは、同じ補助金の中でしか財源を動かせないといった補助金を見直す際の制約のようなものがあったでしょうか。そうでないと、こういうことってなかなか起きないのでないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

今回の検討も含めてなんですが、見直しに制約みたいなものはあるのでしょうか。

【事務局】 補助金の枠を超えた視点で、御議論いただけたらと思います。この当時とは、情勢も変わっております。当時は、結果的には補助金に回ってしまったということがあります、本来的には、別のものに回したかったのだと思います。現在は、税収減が前提となりますので、見直した部分は、そのままなくなってしまうのかなと思います。また、この調査会は、人口減少社会にどう対応するかといったことを大きなテーマとしていますので、より大きな視点で御議論いただけたらと思います。

【委員】 補助金のあり方を検討する際には、補助金の効果を見ていくことも大事ですが、もっと前に立ち返って、そもそも何を目的にしていたのか、その目的に対して、補助金以外の手段の方が効果的であるときは、それに置き換えていくことが必要になってくると思います。そういう観点で見直していくことが大事だと思います。

【委員】 今の話は、すごく大事だと思います。今こんなに低金利の時代に、利子補給を出す必要があるのか疑問です。地元の信用金庫などと一緒に、コミュニティビジネスに融資をしていくというのは、あってよいと思います。

また、補助金も小さなものとか、必要性が薄れつつあるものについては、思い切って、一旦廃止して、そこに競争性を持たせるとか、コミュニティ型の補助金にするとか、皆で競争して取り合うなど、予算の配分のプロセスに住民が参加するということを、発想としては導入してもいいのかなと思います。あるものを有効に使おうという姿勢は大切だと思います。

補助金を別の施策に変えたり、また施策を組み合わせるのも、大事だと思います。

ます。秦野市は、公共施設の計画で全国の先端を行っているので、例えば、公共施設の関連施策だと、自治会館などは、補助金を出すのではなくて、移管も含め、資産を提供するやり方を取ってみるなど、そういうものも少し必要かなと思います。

前向きな制度と組み合わせないと補助金だけを廃止するというのは、後ろ向きになってしまふので、そういう工夫をして、新しい政策をとっていく必要があると思います。

小さい金額、1、2億円でもいいと思いますが、競争資金にして、どうしたことにお金を使うのがいいか、皆で取り合うということもいいと思います。イギリスでは、そういうものがあります。

【事務局】 公共施設でいうと、市の施設を地域に移管した例がありますが、古くなったものを壊して、補助金を出して自治会館を建てたのですが、ただ、自治会館としての利用だけではなくて、地域に自由に貸す施設として建てた事例もあります。

児童館などもかなり点在している中で、地域へ移譲する、地域で運営する観点で再配置も計画されています。そういう計画とも、この補助金も連動させて、戦略的にやっていく必要があるのではないかと思います。

【委員】 秦野市は、財産区はありますか。

【事務局】 3つの財産区があります。

【委員】 森林関係の予算や行政としての資産があるとすれば、一部の資産を売却して、そのお金を任せて、廃止を促すなど、廃止していくにもインセンティブが必要になってきます。一つの目的に向かって、別の方法に置き換えて廃止していくというは、いい方法だと思います。

【部会長】 まず、市役所に事務局がある団体に出す補助金はあり得ないと思います。委員も言っているのですが、透明性、公平性の点で問題があります。去年の会議でも、文化会館の協議会に対して、これはいかがなものか、時代に錯誤があるといった御意見いただきましたが、市の職員が、構成員になっている任意団体に対して市から補助金が出るということは、補助金の見直し以前の問題だと思います。市あるいは、市の出先機関に事務局がある団体に対する補助金の一切の支出は止めるべきだと思います。もしやるのであれば、議会に出して、条例設置の機関にするなどしなければならないと思います。私の感覚からすると20年くらい古いです。是非止めてもらいたいです。

【事務局】 市に事務局を置く団体への補助金については、イベントの補助金やお祭の補助金がメインになってくるのではないかと思います。

【部会長】 イベントやお祭であっても、実行委員会形式をとって、事務局を市役所に置いてはダメだと思います。商工会議所に事務局を置いて、そこに補助金を出すといった形にしないといけないと思います。たばこ祭の事務局が市役所にあって、市からの補助金が出るという感覚が古すぎます。いろいろな市の団体が集まるのだけれど、市役所以外に事務局を置くようにして、そこに市のお金を出すというふうに考え方を変えないといけないと思います。

【事務局】 機動性を考えて、実行委員会形式を取っているのだと思います。

【部会長】 機動性の部分の話は分かりますが、事務局を別のところに移さないと、市長あるいは市の職員が自由に使っているだろうという疑念はもたれると思います。必ず疑念をもたれることは出てきますので、課題があるとしても、事務局を移すということはするべきだと思います。

あと、補助金について、決していい制度だとは思わない部分に、交付事務が大変であることがあります。公正さを担保するための手続であるためだと思います。そのために、申請書を出させて、交付決定をして、実績報告をもらって、額の確定をして、決済となります。書類のやりとりが3回も4回もあるわけです。このことから、30年も40年も前から言われているのが、零細補助金の廃止です。委員も言っていて、私も思うのですが、零細補助金が多すぎます。県で補助金を見直したときは、5万円以下は一律廃止でした。感覚的には、10万円以下の補助金は廃止でいいと思います。これは、強制性をもつて、一律廃止です。特に5万円以下というのは、書類の作成費用を考えたら割にあいません。もし、行政書士に頼んだら、1件2万円程度は取られるのではないかと思います。だからといって、さっきの話にありましたが、市の職員が書類作成の支援をしているという話になつたら、これは、公正性とか妥当性とか説明できないと思います。それでは、どうするかといいますと、協賛金とか贊助金とか、一方的に市長が、お金を出すという形も取れるのではないかと思います。公選法と寄附との関係など、これもさまざまな問題も出てきますので、どうするかということはありますが、補助金については、公正性を担保するために、また、一点の疑いのない公費の使い方をするために、手間の係る書類の作成・やり取りがあるわけですので、その書類のやり取り等についてやる意味のないものについては、補助金の枠から外して、別の形を考えなければいけないのかなと思います。

あと、たかだか1万円とか2万円の補助金を切ったことによって大騒ぎになったことがあります。金額の問題ではなくて、市からお金をもらっているというポジションにいるということを重要視している人もいます。ですので、このポジションを別の形に変えるしかないのだと思います。市の認定証であるとか、表彰状だとか感謝状だとか、そういう形に置き換えることも可能だと思います。

5,000円の補助金に適化法を適用するなどは、ナンセンスだと思います。5,000円であるならば、市長から賞状でも出したほうが、団体からしてもいいのではないかと思います。零細補助金は、強制的に一定額で廃止する決断をすべきです。

また、先ほどもお話が出てきましたが、補助金の目的は終わっているのではないかという議論は、一つ一つやる必要はありません。設立後何十年か経ったものは、強制的に廃止です。それでも必要であるものは、新規の補助金として、新規事業として出してもらう。これが、サンセット方式の考え方です。補助金設立から何十年もたつたら、昔とは違います、状況が変わります、ですので、一度やめましょうということで、これも理屈なしで、ある時点を決めて、強制的に廃止します。

零細補助金とサンセットでの廃止は、理屈抜きで、強制的にやったほうがいいです。ただ、どうしても必要なものは、新規事業として、出してもらう。

もう一点、義務補助の中で条例の規定に定めるものを入れていますが、市の条例で扱っているものは、義務補助ではありません。これを義務補助の扱いにしたら間違います。予算補助なのか、条例補助なのかという違いはありますが、任意の補助です。

ここまで話をしましたが、本当は、補助金は大事です。基礎的自治体における補助金というのは、市が直接行っている事業を、市以外の団体に、事務移譲していることだというふうに捉られたときに、市も経費が節減されて、住民の自治組織に委ねていく、これは、これから時代にますますやっていくべきことだと思います。

サンセットの中で、見直しながら、より事務、権限、お金を委ねられるように、単純な補助金ではなくて、違う形に変えていくことも必要です。自治会館の自立化、バウチャーなどいろいろな形があります。自立性を高める。その結果、公共サービスが維持できれば、秦野らしい補助金のあり方につながるのではないかでしょうか。切れればいいではなくて、新しい補助金のあり方を求めていくことが重要です。

最後に、裁量の有無、必要性の有無、目的性など縦軸横軸の中であぶりだしていく、部会の報告としては、このような軸でまとめていけら、すっきりと議論がまとめられるのかなと思います。

【委員】 少額の補助金の話がありましたが、民生委員の補助金などは、大きい補助事業ですが、最終的には、協議会を通じて、一人ひとりの民生委員さんに少額の補助金が交付されるというものもあります。こういうものは、民生委員さんなどに本当に必要か聞いてみてもいいのではないかと思います。

【部会長】 民生委員さんとか、保護司さんなどについて、協議会と個人への補助金・報酬などがある場合に、個人の報酬などを引き上げて、その分団体への補助金をやめるといったことは、できるのではないかと思います。引き上げた分を団体への負担金などにする形にすると、協議会は自立した団体の運営とすることができます。

【委員】 民生委員さんは、自立した人たちですので、お金がないならないでいいというのではないでしょうか。議員さんの政務活動費についても、必要な人はもらえばいいと思いますが、お金や資産がたくさんある議員さんなどは必要ないのではないかでしょうか。

本当に、必要なかどうかを本人に聞いてみるということは、今までやってきてないのではないでしょうか。行政が勝手に判断して、制度を設けています。

補助金を受ける人に対して、制度があるから補助金を出すというのではなくて、本当に必要かどうか確認してみるのもいいのではないかと思います。

地域によっては、必要ないというところもあるだろうし、例えば財産区などではものすごいお金を持っているところもあります。そうだとすると、なくてもいい、なくてもできるよという人もたぶん結構いるのではないかと思います。視点を変えて、確認してみるというやり方もあると思います。行政ばかりで判断しないで、財源がないことを説明して、補助がなくてもいいか、本当に必要かということについて聞いてみることも必要だと思います。要らないというものは、廃止すればいいのだと思います。

まずは、要るか要らないかを確認してみるというもいいと思います。

【部会長】 NPOに携わっていますが、補助金は、後払いになります。事業が終わってからお金が入ります。それで、当初は苦しんでいましたが、今は、政投銀がお金を貸してくれます。200万円を借りて分割で返していくということができるようになっています。補助金の考え方を変えていかないといけないのかなと思います。

【委員】 事業でやっていく、コミュニティビジネスに切り替えていくというのは、すごくいい発想だと思います。補助金でちまちまもらうよりも、自由度

も高くて、それに切り替えていくということをみんなで考えていくことは、いいのではないかと思います。

【部会長】NPOに対する補助金は、途中でつぶれたりすることもあったり、難しいところがあります。どうするかということで、神奈川県がやったことは、コンテストをやって、前年にいいことをやったところに、200万円とか300万円を賞金として出したのです。これは、もらいたきりです。そして、このお金は、次の年の種銭になってきます。補助金ではなく、賞金として取っていくとなると補助金の事務は、何もいらなくなります。評価する側の事務は必要ですが、団体側の事務は要らなくなります。こういうやり方もあるのかなと思います。実質の補助金です。

【事務局】まずは、職員の意識改革が必要かなと思います。まず、こういった手段が補助金の代替としてあるということが思いつかないのではないかと思います。

【委員】住宅購入費の補助金について、ミライエで行っていますが、土地が全然動かないような、住宅用の土地もあると思います。例えば、そういう土地を50年とか定期で無料で貸してもらって、建物を建てて、気に入ったら50年後に買ってもらうなど、そういうような住宅供給策に切り替えていくことも考えられます。補助金をなくしていくやり方はあると思います。要は、事業をやり方を変えるということです。

民生委員さんについても、御高齢の方も多いので、数を増やして、その分報酬を減らすなども考えられます。

本人たちに、こういうふうにしたらいいのではないかということを、聞いてみるというは、必要だと思います。コミュニケーションが必要だと思います。

対話をしながら事業を変えていくというのは、いいと思います。

【部会長】委員から言われている、補助金が特定の団体のための補助金、団体名が補助金の名称に入っているような補助金は、かなりの部分が市役所の中に事務局が入っている。

一つの決まった団体に対する補助については、これもかなり見直したほうがいいと思います。何か工夫したほうがいいと思います。

【委員】自治会館の要不要について、自治会長に聞くと絶対に必要と言うと思いますが、地域の人全員に聞けば、9割ぐらいの人がいらないというのではないでしょうか。結果としてはいらなかつたという話にもなると思います。な

くせないという地域の意見があったときなどにも、全員に聴いて確認しましようという制度を一本残していると、公共施設の見直しとか、発想を変えると新しい切り方が出てきたりします。

【部会長】 秦野市は、道路の街灯は、自治会にやってもらっているのですか。

【事務局】 防犯灯は、自治会です。街路灯は、市で管理しています。

【部会長】 防犯灯の設置費などが自治会への交付金に含まれているのであれば、もしかしたら、市の事業に切り替えたほうがいいのかもしれません。防犯灯の修理などについて、自治会長個人が権限をもつようなことにならないようになります。

【事務局】 秦野市は、自治会ごとに担当の電気屋さんが決まっていまして、自治会の会計の人などが、電気屋さんに電話すれば、修理をします。経費は、自治会ではなかったと思います。

【部会長】 市が直接、電気屋さんに単価契約など業務委託をするようにして、地域の古い親分衆を通さないようにしたほうがいいと思います。補助金の多くはそうだと思います。

【事務局】 補助金に限らず、行政サービスはだいたいそうだと思いますが、やっぱり対話、対話の相手をしっかり見定めて、本来的に必要なもの、不必要なものについては、各担当が向き合っていく必要があると思います。向き合うのに時間もかかるし、職員も経験がないので、なかなか踏み出せないところもあるのだろうなと思いました。対話の相手を間違えてしまうと、一瞬でつぶされてしましますので、それなりの戦略性も必要なのかなと、今、聞いていて思いました。

【委員】 性質分類別で言うと、運営費の補助と事業費の補助がありますが、運営費の補助と一緒に事業費の補助も行う補助金があると思いますが、この辺の区別が結構グレーなものもあるのかなと思います。経費区分をどう判別しているのか。この当たりの区分のルール化は考えていく必要があるのではないかと思います。

それが結果的に、必要性の区分になりますが、その他の補助のところと密接に関係してくると思うので、併せて見直したほうがいいのかと思います。

個人的に国の補助金に携わった経験から、経済性と効果性のある補助金があ

りまして、これは、1件当たりの補助金の上限額が大きいからだと思いますが、そういう目線はこれから大事で、競争型とか公募型とかと密接に関係しているのですが、例えば、一定の金額、数百万以上の補助金は、最低、合見積を取るとか、そもそも事業着手前に補助金をやるのでではなくて、実績報告ベースで決算ベースで補助金を交付するとか、経済性を高めるやり方を考えたほうがいいのではないか。それに当たって、どういうところに補助金を交付したらしいのかということについては、競争性で、どういう効果をねらっているのか、単なるアウトプットでなく、どういうアウトカムをねらうのかというところをちゃんと申請の段階で把握する、それをちゃんと審査することが必要ではないかと思います。

そのときには、対話というものが必要になってきて、もっといと、補助事業を種銭とした地域経済の活性化にもつなげていくことが、必要だと思います。ですので、補助金が終わったらその事業は終わりですというのは、だめで、特に事業費補助型、建設費補助とかそういったところに、最終的には地元の地銀さんがちゃんと融資できるような事業者に育てるといった形にするのが理想だと思いますので、例えば、長野県の伊那市でやっていることですが、災害の補助金ですが、補助事業の補助者を採択するに当たって、公募審査会を行って、地元の地銀さんを入れて、公益に役立つものなのか、そもそも事業自体に継続性があるものなのか、最終的には、それが見込めるということになれば、金融機関にとってもいいお客様にもなっていきます。そういう仕掛けとしっかりとやって踏み込んでいくというものもあるでしょうし、横浜でやっているように、受益者である市民の人たちが、市民の人にとって、公益性の高い事業であることをこの行財政調査会的な審査会の中に、公募市民を入れるとか、また採択された者が回りまわって、公募委員の中に入って、市民の中で育つというサイクルができるようにしていくとか、そういう対話型の補助事業の育ちみたいなものを作っていくというのも大事ではないかと思います。

【委員】 例えば、社会福祉協議会の運営母体に入れ替わってもいいのではないかと思います。社会福祉法人が競争して、いい事業を出したら、そっちを社会福祉協議会としてもいいのではないかと思います。極端な話ですが、9千万円あれば、今はけっこう、社会福祉法人で結構なことができると思うのです。もっと、いろいろなことができるような気がします。昔は、重要な団体だったと思いますが、発想をそろそろ変えたほうがいいのではないかと思います。反発はあると思いますが、新しいことをするとなると仕方がないと思います。

【部会長】 総合型地域スポーツクラブの補助金では、運営費補助をもらうためには、クラブマネジメントで、月額20万円以上の報酬を支払うことに決め

てあります。月額20万円以上の報酬を支払える団体でないと、補助金を受けられる資格がない。今までの発想とは逆です。たくさん使うところだから出す、あるいは、人を直接一人雇えるくらいの規模でないと補助金を出しても使い切れないでしょということなのかなと思います。

あと、面白いのは、完全に5年間です。最初の年から、8割、6割、4割、2割と金額を落としていきます。2割がなくなった瞬間になくなってしまう団体もありますが。補助金がなくなっても自分たちの継続していけるようにがんばるというように、5年間の間にがんばる。そういう育てる補助金。こういうのもありかもしれません。

最後に、軸の話ですが、裁量の部分、必要性の部分、また金額の大きいところから、あげていくといいかと思います。

その他

【部会長】 それではその他へ移ります。

各委員から何かございますか。なければ事務局から連絡事項をお願いします。
一意見等なし—

連絡事項

日程調整

【部会長】 それでは本日は以上で終わります。ありがとうございました。

—閉会—